

## 第 4 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 7 年 4 月 1 7 日(木) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

### 3 議案

( 1 ) 議案第 1 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

( 2 ) 議案第 1 3 号

現況確認証明に対する意見決定について

( 3 ) 議案第 1 4 号

荒廃農地に係る非農地判断について

### 4 出席委員

農業委員 8 名

1 番	黒崎	佳奈	2 番	鈴木	義延	3 番	永沼	善恵
4 番	岩谷	金良	5 番	野内	誠	7 番	近内	貞夫
8 番	泉	利夫	9 番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 1 1 名

1 2 番	佐川	正治	1 3 番	添田	文彦	1 4 番	小針	淳一
1 5 番	渡邊	健一	1 6 番	伊藤	良平次	1 7 番	小豆畑	元
1 8 番	添田	健	1 9 番	円谷	和司	2 0 番	近内	壽夫
2 1 番	矢内	常男	2 2 番	福田	正三			

5 欠席委員

農業委員 1名

6番 大串 政一

農地利用最適化推進委員 1名

11番 近藤 強

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

次長兼農地管理係長 岸浪 正徳

書記 矢内 翔太

議 長 本日の農業委員の出席は8名です。  
定足数に達しておりますので、只今より第4回石川町農業委員会総会を開きます。  
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議ないものと認め、2番 鈴木義延委員、3番 永沼善恵委員 を指名いたします。

---

(1) 議案第12号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長 議事に入ります。  
議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。  
令和7年4月10日午後1時より石川町大字〇〇〇〇番の現地に集合し、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の5名で現地確認をしました。  
当該地は県道〇〇〇〇線〇〇〇〇より南へ600m先を右折し50mの地点に位置する大字〇〇〇〇番 地目 畑の273㎡です。  
譲受人は〇〇〇〇氏で譲渡人は〇〇〇〇氏です。  
本件農地は譲受人が借地し耕作しており宅地に隣接していることから農業の利便性を図るため、今回の申請となりました。  
この案件は特に問題がないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご質

問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第12号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

---

## (2) 議案第13号

現況確認証明に対する意見決定について

議長 次に、議案第13号現況確認証明に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

議長 現況確認証明申請番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 現況確認証明申請番号1を調査した結果を報告いたします。

調査日は、令和7年4月10日9時より申請代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪次長、矢内主事、農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の7名で、字〇〇〇〇22番地目畑1,536㎡と、字境ノ内395番3地目畑319㎡の2筆を調査しました。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ2km程進んだ道路右手に位置します。

当該土地の所有者は既に亡くなり、相続人である申請者も数十年耕作しておらず灌木類が生い茂り非農地化し現在に至ります。今後も耕作する後継者や借手農家も見当たらないことから地目を原野に変更したく今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今報告のありました現況確認証明申請番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第13号現況確認証明申請番号1について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、現況確認証明申請番号2を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 現況確認証明申請番号2を調査した結果を報告いたします。

令和7年4月10日 午前9時30分より、申請者代理人 行政書士〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪次長、矢内主事、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の7名で現地確認をしました。

当該地は、県道〇〇〇〇線 〇〇〇〇を東へ15m先左側に位置します。

当該地は、大字〇〇〇〇番 地目 田の83㎡と、大字〇〇〇〇番 地目 田の1,399㎡です。

申請者は大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏で、証明を求める理由は、申請者本人は農業以外の産業に従事しており、20年以上耕作をしていなくて原野化してしまい、元の農地に復元することが困難なため、今回の申請となりました。

北側の一部に休耕地はありますが、非農地化することにより周囲に与える影響はないと思われまます。

調査した結果、この案件は問題ないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今報告のありました現況確認証明申請番号2の件について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第13号現況確認証明申請番号2について、承認するものと決定いたします。

---

### (3) 議案第14号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第14号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3の1の(3)のウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それぞれでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

◀「異議なし」の声あり ▶

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

◀「質問なし」の声あり ▶

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第14号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号102を一括して承認することにご異議ございませんか。

◀「異議なし」の声あり ▶

議長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

---

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

午後2時5分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和7年4月17日

石川町農業委員会長

議事録署名人

---

4番

---

5番

---